

古賀市告示第 49 号

悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 3 条の規定に基づく工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（漏出を含む。以下同じ。）を規制する地域（以下「規制地域」という。）及び法第 4 条第 2 項の規定に基づく臭気指数の規制基準を次のように定め、この告示の日から施行する。

平成 24 年 4 月 1 日

古賀市長 竹下 司 津 男

1 規制地域

古賀市全域

2 規制基準

イ 法第 4 条第 2 項第 1 号の規定に基づく事業場から排出される悪臭原因物である気体の当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

臭気指数 1.2

ロ 法第 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づく事業場の気体排出施設から排出される悪臭原因物である気体の当該施設の排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則（昭和 47 年総理府令第 39 号。以下「規則」という。）第 6 条の 2 に定める方法により算出して得た臭気排出強度又は排出気体の臭気指数

ハ 法第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づく事業場から排出される悪臭原因物である水の当該事業場の敷地外における規制基準

規則第 6 条の 3 に定める方法により算出して得た排水の臭気指数